

十九 一 利行 価 率格日	八 七 行 単 位	六 五 行 金 額	四 行 法	三 二 用振 等項 の適	一 名稱 及び そ拠	条件等 を次 二年と 年二月 八日	平成省 令第三 二十号 とおり 告示第 二十二年 一月四日 に告示 する。	〇財 務省告 示第 五十 四号
年額平す額の振 ○面成るの記替 ・金二。整載法 三額十 パ百二 一円年 セに一 ンつ月 トき四 百日 円十九 錢	利行 価 率格日	振替 額 最低 額面 金	払込 金額	發行方 法	發行方 法	用振 等項 の適	名稱 及び そ拠	条件等 を次 二年と 年二月 八日

五千二百額い募振の以律社条九特十利付
万三百五面に集替適下へ平債第年別七付
円百三万金よ取機用「平、一法会回國
九十九円額る扱関を受けるもとのとし、その規定
十六で発機関は日本銀行とする。その規定
五億二行関にによるもとのとし、その規定
円九百三十によるもとのとし、その規定
千九百三十六億四千七の取扱の規
十九十七万九取扱の規

十三

初期利子

平成二十二年六月十五日を支払期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において同じ）。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{20}{365}$$

(一) 各募集取扱機関は、払込金額に各期日毎に算定され、次第に支拂えます。

十
八
十
七
十
六
十
五

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
限
償
還
期
子
後
の
利
以

額面金額 $\times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$

平 日 額 平 る い 日 每
成 本 面 成 利 て を 年
二 銀 金 二 子 、 支 六
十 行 額 十 を そ 払 月
二 百 三 支 の 期 十
年 四 年 払 日 と 五
一 に 十 う 以 し 日
月 つ 二 。 前 、 及
四 き 月 六 各 び
日 百 十 月 支 十
円 五 間 払 二
日 に 期 月
属 に 十
す お 五